
◎報告第1号 専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

○議長（山本浩平君） 日程第6、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。
提出者からの説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180号、第1項の規定により議会において指定されている各事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成26年10月14日提出。白老町長。

記、(1)、法令上、町の義務に属する1件100万円以下の和解調停及び損害賠償額の決定に関すること。

次ページになります。専決処分書。

地方自治法第180条、第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成26年2月24日専決。白老町長。

記、1、損害賠償の額、金7万7,520円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

なおここで本件の専決処分が2月24日付けとなっておりますが、本来であれば直近の議会にて速やかに報告しなければならないものでありますが、この後報告させていただきます報告第2号で説明する同一事故の物損案件の示談が遅れていたことから、この案件の示談が整った時期に合わせて報告するという誤った判断をしたため本案件の報告が遅れましたことをここでお詫び申し上げます。

続きまして説明でございます。

事故発生状況。

1、日時、平成25年12月22日日曜日、午前10時20分頃。

2、場所、苫小牧高丘道中央自動車道高丘バスストップ下り線出口ゲート。

3、当事者、(甲) (乙) 記載のとおりでございます。

4、状況、平成25年12月22日午前10時20分頃、(甲)が白老町で発生した救急事案の傷病者及びその関係者(乙)を救急車両で苫小牧市立病院に搬送するため道中央自動車道下り線を走行し、苫小牧市内高丘バス停留所から一般道へ出るため副道を下がり開閉ゲート前で停車しようとしたところ、下り坂の凍結路面によりスリップを起こし、(甲)車両全部が開閉ゲート扉開口部分に接触し、その際(乙)が負傷した。

5、被害の程度、(乙)右手首打撲。

6、損害賠償額、本件は(甲)が路面状況に適した原則対応等の判断を誤ったことから発生した事故であるものであり(甲)は(乙)に対し、損害賠償額7万7,520円、治療費全額を支払うことで示談する。なお損害賠償額については全額、自賠責保険により補てんされるもの

ある。事故現場及び見取り図は別紙のとおりでございます。以上です。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者からの説明がありました。この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 本件については適切に処理されていると思っておりますけれども、ちょっと具体的に伺います。ということは、この緊急事案の傷病者です。この傷病者に対する影響と対応をどのように行われたのか、それだけ伺います。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） ただいま前田議員のご質問にお答えさせていただきます。その前に今回搬送途中にこのようなことが発生したということで、傷病者、並びにご家族、並びに町民に大変ご心配かけたことをこの場をお借りしまして謝罪申し上げます。今後も事故がないよう万全を期してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。実は先ほど大黒総務課長のほうから説明がありましたが、次の件も関連してなのでちょっと全体的にまとめてお話をさせていただきますと、搬送している患者さんはご主人でございます。けがをされた方は奥様で同乗者ということになります。救急車で苫小牧の市立病院に運ぶ際にこの副道を使用しました。副道を高速道路から一旦とまりましてゲートを手で開けて救急車を入れて、またゲートを締めてと。ここは鍵をかっておりません。そのあと坂道を下るのですがここは当初の部分としては危険な場所ということで十分職員には周知、把握、それから指導はしております。ただ救急車がかなり歩くスピードぐらいで下りていったのは報告から出ておりますし、3人の救急隊も同じ報告をしております。日陰になっているところの2メートルぐらい手前でABSが突然聞き始めた。ですけれどもとまらないで行きそうになったので傷病者の確保ということで救急隊員は傷病者の確保をしております。ご主人は脳関係の疑いがありまして救急車のベッドに横たわっております。その横にご家族の奥様と一緒に行ったのですが奥様にも手すりにつかまってくださいということで手すりにつかまっていたのですが、その際にぎゅっと握ったということは私も現場で確認をしております。その後、病院に搬送いたしまして救急隊員はそのまま救急車を使いまして搬送しております。救急車は緊急的な部分については一切損傷は受けておりません。外観上も全く本当にぶつかったのかというような状況です。写真も記録も全部残しておりますが、そのような状況で病院に搬送し、医者に今接触事故を起こしたことを報告してレントゲン室にまっすぐ入ったということです。その時点では奥様にありましては何ともないということをおっしゃいました。そのあと私現場のほう、病院のほうにまっすぐ行きまして、ちょうど行ったときにドクターがレントゲン室から出てきましたのでどうですかということで事故の影響は全くありませんと。ご主人も何ともないと言われました。奥様がそのとき手が痛いのですと言ったのですが、ご主人が私どもを気を使ったと思うのですが、そんな何ともない、そんなことを言うなということでちょっと叱りつけた状況がありました。ただ私どもも手が痛いということがあったと。それと奥様も前からちょっと手は痛かったのですが事実救急車が接触を起こしたときにつかまったという事実がありますので病院に行くことを勧めさせていただきました。その後奥様も迷ったのでしょうけれども私自宅のほうに行きまし

てぜひとも病院のほうに行っていただきたいと。娘さんにもお話をさせていただいて病院に入院して治療を完治したということになっております。搬送した当然傷病者にありましては問題なく医者の方からも問題がないということで無事に退院しております。これが全体の流れでございまして、うちのほうあつてはならないことなのですが消防車、救急車が事故を起こした場合の対応マニュアルというのがもうできておりまして、地震が仮に起こった場合については1名残るといような対応なのですが、今回は相手が物損、塀なのですけれども塀も押すようにとまっております。そういうことでそういう状況でありました。そういうことで傷病者の対応等についてはマニュアルどおり間違いなくきちんとさせていただいております。簡単ですが前田議員の質問にお答えします。以上です。

○議長（山本浩平君）　ほか質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　それでは報告第1号はこれをもって報告済みといたします。